

配偶者控除と配偶者特別控除が一部改正されます

問合せ／課税課 内線2233

平成31年度（平成30年中の所得に対する課税分）から、市民税・県民税の配偶者控除と配偶者特別控除の控除額などが改正されます。社会保険の扶養や勤務先の扶養手当に関することは勤務先や加入中の保険組合へ確認してください。



Point 配偶者控除に納税者本人の所得要件が設けられます

納税者本人の合計所得が1,000万円（給与のみの場合、収入1,220万円以下）を超える場合、配偶者控除が適用できなくなります。





配偶者の合計所得が38万円以下（給与のみの場合、収入103万円以下）の場合、現行では納税者本人の所得に関わらず、配偶者控除額33万円が適用されますが、平成31年度からは納税者本人の合計所得が900万円を超えると22万円、950万円を超えると11万円に減額されます。

配偶者特別控除にも同様に、納税者本人の所得要件が設けられます。

現行の制度(例)

納税者	配偶者
合計所得に要件なし	給与収入のみ 103万円 合計所得38万円
	
配偶者控除額33万円	

改正後の制度(例)

納税者	配偶者
合計所得が 900万円超 950万円以下	給与収入のみ 103万円 合計所得38万円
	
配偶者控除額22万円	
納税者	配偶者
合計所得が 1,000万円超	給与収入のみ 103万円 合計所得38万円
	
配偶者控除額0円	

Point 配偶者特別控除が適用される配偶者の所得要件が拡大

現行では、配偶者の合計所得が76万円（給与のみの場合、収入141万円）を超えると、配偶者特別控除が適用できませんが、平成31年度からは合計所得123万円（給与のみの場合、収入201万円）に改正されます。

配偶者控除・配偶者特別控除の改正について、詳しくは市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページQRコード

ご存じですか？ 還付申告と確定申告の違い

問合せ／課税課 内線2233

還付申告とは

給与収入・年金収入などから源泉徴収された所得税の還付を受けるための手続きをする申告を還付申告といいます。還付申告は確定申告期間に関わらず、朝霞税務署の窓口で1月4日(金)から受付を開始する予定です。

還付申告の代表的な具体例

- ・年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- ・住宅ローンがあり、住宅借入金等特別控除を受けるとき
- ・医療費控除を受けるとき
- ・ふるさと納税などの寄付金控除を受けるとき

確定申告とは

確定申告期間中に個人事業主などが前年の1月1日から12月31日までの収入・支出・控除などから自己の所得税額を計算し、納付すべき所得税額を確定させる申告を確定申告といいます。



確定申告期間中【2月18日(月)～3月15日(金)】の窓口は大変混雑します。還付申告をする人は、確定申告期間前の申告書の提出がお勧めです。